索引(法令等対比表)

銀行法施行規則			
第19条の			
1.銀行()和	既況・組織に関する事項 未主一覧24		
	*王一見24 主要な業務に関する事項		
	主要な未務に関する事項 近の中間事業年度における事業の概況 1		
	100中间事業年度における事業の概沈 13中間事業年度及び		
(2)但以	13中间事業中度及び 業年度における主要業務指標 9		
	近2中間事業年度における業務状況指標 務状況の指標)		
(1)	業務粗利益・業務粗利益率 ·······32		
2	資金運用収支、役務取引等収支等 32,33		
3	資金運用・調達勘定の平均残高等 24,32		
4	受取利息、支払利息の分析33		
(5)	経常利益率 ·······24		
6	中間純利益率24		
(預金関			
(1)	預金科目別平均残高34		
(2)	定期預金の残存期間別残高34		
_	等関係指標)		
1	貸出金科目別平均残高 ······35		
(2)	貸出金の残存期間別残高35		
3	貸出金及び支払承諾見返の担保別残高35		
(4)	使途別貸出金残高35		
(5)	業種別貸出金残高 ······36		
6	中小企業向貸出金36		
7	特定海外債権残高36		
8	預貸率36		
(有価証	券関係指標)		
1	商品有価証券の種類別平均残高37		
2	有価証券の種類別の残存期間別残高37		
3	有価証券の種類別平均残高37		
4	預証率37		
(信託業	務関係指標)		
1	信託財産残高表42		
2	金銭信託等の受託残高42		
3	元本補てん契約のある信託の種類別の受託残高 … ※		
4	信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 …42		
(5)	金銭信託等の種類別の貸出金及び		
	有価証券の区分ごとの運用残高42		
6	金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高 ※		
7	金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 ※		
8	担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高 ※		
9	使途別の金銭信託等に係る貸出金残高※		
10	業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び		
_	貸出金の総額に占める割合		
11)	中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高		
	及び貸出金の総額に占める割合 ※		
12	金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高42		

3.銀行の業務運営に関する事項
(1) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組状況2~8
4.銀行の直近2中間事業年度における財産の状況 (1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、
中間株主資本等変動計算書25~31
(2) 貸出金のうち次の額及び合計額41
① 破綻先債権
② 延滞債権
③ 3力月以上延滞債権
④ 貸出条件緩和債権 (2) = + は 7 / 却めのよう (三) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金 ※ (4) 自己資本充実の状況
(5) 流動性に係る経営の健全性の状況
(6) 次の取得額又は契約価額、時価、評価損益
① 有価証券38
② 金銭の信託
③ デリバティブ取引
(7) 貸倒引当金の中間期末残高、期中増減額 ·······41 (8) 貸出金償却額 ······41
(9) 中間貸借対照表等に関する監査証明の旨 9
(10) 単体自己資本比率算定に関する外部監査の旨 ※
5.将来にわたって事業活動を継続するとの前提に
重要な疑義を生じさせる事象等への対応策 ※
第19条の3
1.銀行・子会社等の主要業務に関する事項 (1) 直近の中間事業年度における事業の概況10
(1) 恒近の中旬事業年度における事業の機況
主要業務状況指標
2.銀行・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況
(1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書13~23
(2) 貸出金のうち次の額及び合計額41
① 破綻先債権
② 延滞債権③ 3カ月以上延滞債権
(4) 首出余件振利值性
④ 貸出条件緩和債権(3) 自己資本充実の状況43~54
(3) 自己資本充実の状況
(3) 自己資本充実の状況
(3) 自己資本充実の状況
(3) 自己資本充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 自己資本充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 自己資本充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第7条 資産査定の公表 ………………41

※当行は該当ありません。

金融厅告示第7号			
		資本の構成に関する事項	
	量		
٦.)他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1	
		規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の	
		大祭であるもののうち、規制上の所要自己資本を下	
_		た会社の名称と下回った額の総額 ·······43	
2.		資本の充実度に関する事項	
	1	信用リスクに対する所要自己資本の額等45	
		株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する	
		所要自己資本の額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	/\	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクス	
		ポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額… ※	
	_	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等 ※	
	朩	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等…45	
	\wedge	(連結) 総所要自己資本額45	
3.	信用]リスクに関する事項	
	1	エクスポージャーの中間期末残高、主な種類別の内訳… 46,47	
		地域別、業種別又は取引相手の別、残存期間別の内訳… 46,47	
	/\	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高の地	
		域別、業種別又は取引相手の別の内訳 46,47	
	_	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権	
		引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額 48,49	
	朩	業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額49	
	\wedge	リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減効果勘案	
		後の残高並びに1,250パーセントのリスク・ウェイト	
		が適用されるエクスポージャーの額50	
	 	内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて… ※	
	チ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて… ※	
	IJ	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー	
		等の直前期における損失の実績値等※	
	ヌ	内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー	
		等の長期にわたる損失額の推計値等※	
4.	信用	リスク削減手法に関する事項	
	1	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額…51	
		保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエ	
		クスポージャーの額51	
5.	派生	商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク	
	に関	する事項	
	1	与信相当額の算出に用いる方式52	
		グロス再構築コストの額の合計額52	
	/\	担保による信用リスク削減効果勘案前の与信相当額…52	
	_	口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額か	
		らハに掲げる額を差し引いた額・・・・・・52 担保の種類別の額・・・・・・52	
	朩	担保の種類別の額52	
	\wedge	担保による信用リスク削減効果勘案後の与信相当額…52	
	 	与信相当額算出対象となるクレジット・デリバティブの	
		想定元本額(種類別かつプロテクション購入又は提供別)…52	
	チ	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いて	
		いるクレジット・デリバティブの想定元本額52	
6.	証券	化エクスポージャーに関する事項	
	イ	銀行(連結グループ)がオリジネーターである証券	
		化エクスポージャーに関する事項※	
		銀行(連結グループ)が投資家である証券化エクス	
		ポージャーに関する事項	
	/\	銀行(連結グループ)がオリジネーターである場合に	
		おけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる	
		証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	_	銀行(連結グループ)が投資家である場合における	
	_	マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化	
		エクスポージャーに関する事項※	
っ	7 -	エクスホークャーに関する事項	
/ .		ノノー・フハノに因する事状	

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに 関する事項
イ 中間(連結)貸借対照表計上額、時価等54
ロ 売却及び償却に伴う損益の額54
ハ 中間(連結)貸借対照表で認識され、かつ中間(連
結)損益計算書で認識されない評価損益の額54
二 中間(連結)貸借対照表及び中間(連結)損益計算
書で認識されない評価損益の額54
ホ 株式等エクスポージャーの額等※
9.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクス
ポージャーの額※
10.金利リスクに関して銀行(連結グループ)が内部管理上
使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…54
※当行は該当ありません。